平成 24 年 3 月 12 日

各　　位

会 社 名　　株式会社 東 北 銀 行
代表者名　　取締役頭取　浅　沼　　新
（コード番号　８３４９　東証第一部）
問合せ先　　経営企画部長　高 橋　淳 悦
（TEL. 019 - 651 - 6161）

東日本大震災の特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に向けた検討について

当行は、本日開催の取締役会において、下記のとおり東日本大震災の特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請（以下「国の資本参加」といいます）に向けた検討を開始することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

１．国の資本参加に向けた検討を開始する目的

昨日、東日本大震災発生から1年を迎えました。1年の節目として本日、国の資本参加に向けた検討開始の決定をいたしました。

当行では、平成24年度を復興に向けた支援を更に推し進めるための「復興元年」と捉えております。また「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」という経営理念のもと、現在の中期経営計画で「郷土の成長を育む農耕型の経営を実践する銀行」を目指すべき姿として地域の復興へ向け取組んでいるところです。

当行は戦後荒廃した岩手県の復興を果たすために設立された地方銀行であり、創業の精神を鑑みれば、今般の震災からの復興に尽力することが使命であると考えております。

当行では昨年来、地域のお客様の復興に向け、積極的に資金供給を行ってまいりましたが、今般岩手県に本店を有する銀行として、国と一体となった取組みを先行して表明することで地域の復興にさらなる弾みをつけていくものであります。

さらに復興支援は、長期にわたって継続的に推進していくことが重要です。国の資本参加により地域への長期的かつ積極的な資金供給に万全を期すとともに、これまで以上にコンサルティング機能を発揮し、被災者の事業や生活の再建支援に積極的に取組んでまいります。

なお当行の自己資本比率は平成23年12月末において連結で9.96%、単体で9.33%となっており、国内基準行に求められている自己資本比率の水準である4%を大幅に上回っております。

２．国の資本参加の内容

申請の金額、資金の払込み時期、その他の内容につきましては、今後検討してまいります。

以 上